

## 令和6年度第4回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和6年7月10日（水） 開会 14:30～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席委員 12名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 俵口 和義 | 木原 緑  | 廣渡 秀雄 |
| 田中 誠二 | 野中 良雄 | 山田 和夫 |
| 安部 慈人 | 花田 三枝 | 門司 雅門 |
| 桃川 公治 | 大村 武彦 | 神谷 義幸 |

#### (2) 欠席委員 0名

#### (3) 出席農地利用最適化推進委員 0名

### 4. 委員会に附した議案

議案第 8号 農地法第3条の許可申請について  
議案第 9号 農地法第4条の許可申請について  
議案第 10号 農地利用集積計画（中間管理権の取得）について  
議案第 11号 農用地利用配分計画書案について  
議案第 12号 農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について

### 5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第4回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。こんにちは。

全員 こんにちは。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は野間が1件、東山田が1件です。野間が4条の一時転用・東山田が農用地除外です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、5番の安部委員、6番の花田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第8号 農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和6年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。場所は高倉733-1および733-3、地目はどちらも田、面積は2,543㎡と327㎡、区分はどちらも農振白地、ともに所有権の移転です。位置図を2ページに載せています。場所は株住研の工場を背にして少し南に向かった右手の農地です。それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。ここで一点訂正ですが、譲渡人と譲受人が逆に記載されておりますので修正をお願いします。第1号、農地の全部効率利用については、譲受人は所有地及び借入農地で野菜と果樹を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため、不許可には該当しないとしています。第4号、農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので、問題なしとしております。第5号、転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号、地域との調和については、地元の方が譲受人であるため、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題無しとしております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第8号について質問等ございましたら。質問等ないようでしたら、許可

相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員賛成という事で。続きまして、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案の3ページをご覧ください。議案第9号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。令和6年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。今回1件の申請が出されています。申請人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は野間578、地目は田、面積は1,409㎡、区分は農振青地、転用目的は農地改良に伴う一時転用です。位置図を4ページに載せています。場所は岡垣中学校の東側です。現況図を5ページ、計画図を6ページに載せています。5ページの現況図内の断面図をご覧ください。現在申請地のなかに30センチから40センチ程度の段があります。6ページの計画図のとおり、イチゴの育苗用の架台を設置するために1筆を均一に均すものです。申請地内の土を均一に均すため、土の持ち込み・持ち出しは行わない計画となっています。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の2ページをご覧ください。

1. 立地基準については、農用地区域内の農地となります。続いて2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長

はい、ただいま議案第9号について説明がありましたがこの農地改良(一時転用)について何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、許可相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員賛成という事で。続きまして、議案第10号と11号は関連がありますので、議案第10号・11号両方について事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案7ページをご覧ください。議案第10号 農用地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、審議及び決定を求めます。令和6年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。こちらは、令和6年11月開始分の利用権について、土地の所有者と中間管理機構との権利の設定になります。対象地は全部で16筆、16,731㎡です。8ページに一覧を添付しています。続きまして9ページをご覧ください。議案第11号 農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利

用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和6年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

こちらは、先ほど説明した件について、今度は機構から受け手への権利の設定となります。10ページに一筆ごとの一覧を添付しています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第10号、11号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、集積計画・配分案について許可相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員賛成という事で。続きまして、議案第12号、農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の11ページをご覧ください。議案第12号農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和6年7月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。こちらは機構の売買事業を活用したもので、今回4件の申請があがっております。対象地は23筆です。今回は土地所有者から機構への売り渡しです。また、9月の総会で機構から買い手への申請が提出される予定です。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第12号農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について、何かご意見、ご質問等ありましたら。

廣渡委員 よろしいですか。後継者がおるのでしょうか。後継者に売買はできないんですか。どうしたら後継者が買えるようになるのか。

議長 これは認定農業者の方が買わなくちゃいけない。後継者の方が買われる場合は認定農業者が家族協定というのを結んでいただいて、それが成立した時は後継者の方が買える。

廣渡委員 別の案件で、家族協定を結んでるけど断られたと聞いた。経営移譲とかしなきゃいけないの？

事務局 いや、それはないです。

廣渡委員 家族協定を結んだらいいわけ？

事務局 そうですね。

門司委員 すみません、この場合はどうなるんですか。これはあくまでも中間管理機構に対しての、買い手が見つかってる状態での協議なんですか。なら買い手側に対しては、あくまで事務局が再確認の上でこういう手続きをする可能性が高いということでしょうか。

議長 いえ、それはない。今もう認定農業者だから間違いない。これは全然問題なく中間管理機構を通して通達する。

門司委員 わかりました。

議長 他に何か。よろしいでしょうか。それでは議案第12号につきまして許可相当と思われる方举手をお願いいたします。はい、全員ということで。ありがとうございます。それでは続きまして、その他の項に入ります。

### 【その他の項】

1. 枝豆狩り体験事業について
2. 三里松原アダプト活動について
3. 実勢賃借料情報の提供について
4. 農業巡りツアー参加者アンケートの集計結果について
5. 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の畑地化に伴う意見について
6. 今後の日程について
  - シンポジウム「男女ともに支える地域農業！！」の開催について
    - ・日 時：7月23日（火） 午後1時30分から
    - ・場 所：クローバープラザセンター（春日市原町3丁目1-7）
    - ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員
    - ・集 合：岡垣町役場本館1階正面玄関 午前11時50分
7. 次回の日程について
  - ・日 時：8月9日（金） 午後2時頃から
  - ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第4回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---